

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 広島市安佐南区社会福祉協議会

社会福祉法人 広島市安佐南区社会福祉協議会事業 事業計画書

基本方針

- 現代は単身化、核家族化、ITの拡がりなど生活スタイルの変化や価値観も多様化しています。「8050世帯」や「2045年人口推計」に関することもマスコミ等でも取りあげられることもあります。特に安佐南区でも甚大な被害のあった平成26年8月豪雨災害、令和2年7月の九州地方を中心とした豪雨災害等では、これまで経験のない新型コロナウイルスの対応も求められました。新型コロナウイルスは災害時だけではなく平時の社会生活をも大きく変えていく要因になりました。「3密」や「マスク着用」「手指消毒」「ソーシャルディスタンス」等による新しい生活様式を実行する中、例年の会議やサロン等、これまでの支え合いや助け合い活動は休止を余儀なくされました。さらに、新型コロナウイルスの影響は、生きづらさや先行きのみえない不安をも招いています。
- こうしたマイナスの側面がある一方、ITを活用したオンライン等による在宅勤務の実施、地域活動においても改めて共助の大切さを感じるプラスの側面も生まれました。今後もこのような状況を想定すると、ふれあい活動等を継続していくため、令和2年度に広島市の事業として実施された「高齢者いきいきポイント事業におけるタブレット端末貸出事業」は、つながりづくりのひとつ的方法として考えられ、本会としてもオンラインの活用を推進していきます。
- 広島市では令和元年策定の「広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）」では、これまでの学（地）区社協の取り組みが必要とされていることを改めて示され、特に活動拠点は住民参加の場に限らず、参加の中から見えてくる気づき等が重要な役割といえます。本会として、地縁組織や興味によるつながり等を大切にしながら、様々な事業等を通じて“郷土愛”を持てるよう推進し、暮らしや生きがいを共に創り、高め合うことができるよう、これまでの「地域福祉活動推進計画第6次5か年計画」を継承しつつ、次の主な重点事業を中心に地域福祉を推進していきます。また、これまで以上に地域との関わりを推進していくために、組織の再編成として広島市・区社会福祉協議会の法人統合を進めています。
- 主な重点事業
 - ①学区社協活動拠点機能の充実支援
 - ②地域福祉活動者発掘のきっかけづくりの実施
 - ③子どもの育ちの支援
 - ④財源の強化
 - ⑤市社協地域福祉推進第9次5か年計画策定への協力

重点事業項目（分野別）

1. たすけあいのまちをつくろう

(1) 小地域福祉活動の活性化

①新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充

学（地）区社協が中心に「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の3事業（「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」）の推進に引き続き取り組みます。また、「介護予防・日常生活支援総合事業」の3事業「交流サロン等」、「高齢者地域支え合い事業」、「住民主体型生活支援訪問サービス」と一体的に進めていきます。

②学（地）区社協活動拠点機能の充実支援

これまでの学（地）区社協拠点整備や拠点づくりから、より拠点機能の充実を図るため、関係機関とのつながりや駐在スタッフの支援に取り組みます。

③福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進

それぞれの学（地）区社協での、課題や必要とされる取り組みを、地域のみなさま自らが話し合うことで、行動につながるきっかけとなるプランの策定を推進いたします。

④地域福祉活動への理解・活動者発掘のきっかけづくりの実施

学（地）区社協、町内会や自治会、ボランティアグループ等の地域活動を進めていく中で、新たな活動者の発掘は団体共通の課題となっています。ボランティア研修会（子育て、居場所づくり等）や福祉教育等を活かし、郷土愛に気づき、さらに地域活動への発展等につながるよう、世代を問わず活動できる人材の発掘を、様々なグループや団体と協働で実施していきます。

⑤地域包括ケアシステムへの参画による、地域住民が主体となった地域づくりの推進

介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」、「生活支援体制整備事業」をきっかけとした地域づくりを、引き続き推進します。また、本会では平成29年度より生活支援コーディネーターも令和2年度から2名体制になりました。

地域課題の把握や多職種とのつながりを深め、「新・福祉のまちづくり総合推進事業」による取り組みとの連動性、地域包括支援センターや厚生部の地区担当保健師、関係機関とも連携して推進していきます。

(2) ボランティア活動の応援

①ボランティア活動の推進

ボランティア活動の楽しさ、やりがい等を世代問わず、誰もが自分でもできることに気づき、いきいきと活動できる場面や各グループと連携したきっかけづくり、また、「日常生活支援総合事業」の「住民主体型生活支援訪問サービス」や「地区ボランティアバンク活動推進事業」等を含め、地域で活動できる人やグループづくり等につながる講座を各種団体やグループと協働で開催していきます。

あわせて、施設（社会福祉法人等）や大学、企業との連携（つなぐ）した取り組みも進め、区ボランティアセンターを誰もが集える場としても推進していきます。

②災害ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備

平成26年、平成30年に発生した豪雨災害での体験を活かし、日常生活や活動を通して、日ごろからのつながりの大切さを認識するとともに、安佐南区内の防災イベント等にも参加・協力し、風化させない取り組みや区社協の役割を知ってもらうため、施設や自主防災会等とも連携を図っていきます。

2. 一人ひとりの暮らしをささえよう

(1) 日常生活の相談援助機能の強化

心配ごと、訪問、貸付、ボランティア等の相談をきっかけに、関係機関との連携を図りながら生活課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを進めます。

①安佐南区くらしサポートセンター事業への協力

「安佐南区くらしサポートセンター」が設置されたことにより、課題発見のための訪問や伴走型支援を通して、生活困窮や社会的孤立を背景とする深刻な生活課題を地域の課題として見据え、地域のネットワークづくり等による課題解決へ協力をしていきます。

②福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進

超高齢化社会の中で、認知症や精神障がい者の利用者も増えており、これからも増加することが予測されます。その中で、判断能力が不十分であっても、かけはしを利用することで、住み慣れた地域で暮らしていくけるしくみづくりを進めています。

また、令和元年6月に安佐南区・安佐北区を対象に「北部サブセンター」が設置され、利用者が引き続き安心した地域で生活できるよう、地域でのつながりに結び付くよう協力していきます。

(2) 当事者の参加と支援

当事者も地域づくりの一員、支え手や受け手ではなく、さまざまな活動を通して、参加でき、居場所や役割が感じられるように進めています。

(3) 子どもの育ち支援

地域の中で子どもの健全な発達を応援していくため、子育てサロンや子育てグループ・子ども食堂・学習支援等の、子どもの居場所づくりに取り組む団体への支援や協力等、地域の実情に応じた取り組みを支援します。

3. 活動をすすめる体制を強化します

(1) 財源・財政の強化に努めます

区社協の自主財源の多くは、町内会世帯を基準とした区社協会費に頼っているのが現状です。区社協や学（地）区社協等の活動を強化するため、引き続き賛助会費制度等の見直しを含め、新たな財源確保のしくみについて進めています。

事業実施計画

1. 社会福祉法人の運営

(1) 区社協法人運営

地域福祉推進の中核的役割を担う区社協として、住民主体の地域福祉推進機能が発揮できるよう、必要な会議を開催します。

・役員会	年5回
・評議員会	年3回
・監事会	年1回
・正副会長会議	年12回
・評議員選任・解任委員会	年2回

(2) 部会・委員会の開催

区社協事業のより効果的な推進を図るために、必要な委員会を開催し、事業・活動等の方向性などの検討をします。

・総務委員会	年2回
・地域福祉部会委員会	年2回
・ボランティアセンター運営委員会	年2回
・生活福祉資金調査委員会	随時
・生活支援体制整備事業情報共有・交換会 (安佐南区域協議体)	随時

(3) 自主財源の確保

会員会費・賛助会費・寄付金等の自主財源の醸成、確保に努めます。

2. 学(地) 区社協活動の推進支援

福祉のまちづくりを推進する学(地)区社協の取り組みや担い手養成等の支援を行います。

(1) 会議・研修会等の開催

学(地)区社協における新・福祉のまちづくり総合推進事業や各種福祉活動、拠点整備等が円滑に推進されるよう、研修会、情報交換会等を開催し、支援を行います。

・学(地)区社協会長・事務局・地域福祉推進委員会議の開催	年1回
・地域福祉推進委員連絡会議の開催	年3回
・先進地視察研修会の開催	年1回
・学(地)区社協役員等テーマ別会議、研修会の開催	随時

(2) 福祉のまちづくりの推進支援

学(地)区社協における新・福祉のまちづくり総合推進事業や各種福祉活動、拠点整備等が円滑に推進されるよう、個別に相談、情報提供等の支援を行います。

① 学（地）区社協の拠点整備の支援

学（地）区社協の拠点整備について、相談、情報提供等の支援を行います。

- ・事務作業を行う機能
- ・心配ごとや困りごと等の相談を受ける相談所としての機能
- ・ボランティアの相談受付や、登録、派遣を行う相談・調整の機能
- ・車椅子の短期の貸し出しを行う車椅子ステーションの機能

② 学（地）区社協の拠点活性化支援

地区社協活動を活性化させ、住民同士がつながりあい、住民の主体的な活動を広げ、様々な課題を解決していくまちづくりを目指すことを目的に市社協と連携し、学（地）区社協活動拠点への常駐スタッフの配置を支援します。

③ 新・福祉のまちづくり総合推進事業の推進支援

学（地）区社協における新・福祉のまちづくり総合推進事業が円滑に推進されるよう、相談、情報提供等の支援を行います。また、先進的な取り組みの共有化、既存の課題の整理、解決に向けた取り組みと学（地）区社協の担い手養成の働きかけを行います。

・ふれあい・いきいきサロンの推進

地域に多様なサロンを設置し、高齢者、障がい者、児童等が気軽に立ち寄り、顔なじみの関係をつくっていく場づくりを支援します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の地域高齢者交流サロンや介護予防拠点を積極的に活用し、ふれあい・いきいきサロンの拡がりを進める学区社協を支援します。

・近隣ミニネットワークづくりの推進

ふれあい・いきいきサロン等を通してできた顔なじみの関係やいろいろなきっかけ等を通して気がかりな人を見守る地域づくりを支援します。

特に、高齢者人口の増加が進む中、高齢者地域支え合い事業による見守り活動をネットワークづくりの一つとしてとらえ、その取り組みに協力します。

・地区ボランティアバンクの推進

住民にとって身近な学（地）区社協で、ボランティアの相談や調整ができるよう支援します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体型生活支援訪問サービス事業を活用し、ボランティアバンクの取り組みの拡がりを進める学区社協を支援します。

・地域福祉活動者発掘講座の開催

随時

④ 福祉のまちづくりプランの策定支援

区内全地区の策定完了を目指し、継続地区及び2次プラン策定も含めて相談、情報提供等の支援を行います。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

生活支援コーディネーターの学区社協活動拠点への訪問等を実施するとともに、地区担当保健師や地域包括支援センター、施設等団体との連携、協働し、地域課題や社会資源の把握に努め、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業等を活用した地域の取り組み等を支援します。

また、地域の取り組み等について、情報の共有や意見の交換を行い、ネットワークを築く会議体（安佐南区域協議体）を開催します。

令和2年10月より、福祉活動機材等貸出を開始して、地域福祉活動を行う個人又は団体に対し、多彩な活動を効率的に実施することを通じ、地域福祉活動の充実及び継続につなげる等を支援します。

⑥ 学（地）区社協と施設との協働による福祉のまちづくりの推進支援

学（地）区社協が社会福祉施設のもつ拠点や専門性とつながり、小地域における福祉活動の推進が図れるよう支援を行います。

（3）助成金の交付

学（地）区社協としての新・福祉のまちづくり総合推進事業や、各種福祉活動、拠点整備等について助成金を交付します。

① 広島市補助金

・学（地）区社協助成金 60,000円

新 ② ③ 共同募金配分金
・学(地)区社協助成金（実績割） 学(地)区平均 110,000円

③ 市社協補助金

新 ④ ⑤ 地区社協活動拠点整備事業助成金 上限額 480,000円

新 ⑥ ⑦ 連携事業に対する助成金（地域団体連携支援基金）
上限額 500,000円

・福祉のまちづくりプラン策定事業 指定地区 40,000円（2年間のみ）

・学(地)区社協活動拠点整備事業 週1～2回開設等 15,000円

週3～4回開設等 30,000円

週5回以上開設等 50,000円

・地区社協活動拠点づくり応援助成事業

新設拠点 上限額 1, 000, 000円

④ 区社協補助金【自主事業】

・学(地)区社協事務所ボランティアバンク新規開設等支援助成金	100, 000円
・学(地)区社協広報紙の発行助成	
年1回発行	40, 000円
年2回以上発行	60, 000円
・学(地)区コミュニティカレンダーの発行助成	30, 000円
・学(地)区社協ブロック連絡会推進事業	15, 000円
・学(地)区社協取り組み活性化助成	上限額 50, 000円

3. 共同募金活動の推進

社会福祉法に定められている共同募金の理念である地域福祉推進のため、広島市共同募金委員会、安佐南区内の地区募金委員会と連携し、赤い羽根共同募金活動の推進を図ります。

また、地域の住民団体等が、地域のさまざまな課題を解決する地域活動支援プロジェクト等のテーマ募金活動の推進に協力します。

4. 広報・啓発活動の推進

(1) 広報活動の推進

区社協事業や学(地)区社協活動の紹介、ボランティアまつり、ボランティア養成講座の案内等の情報提供を行い、区民の地域の福祉活動やボランティア活動への関心を高め、参加の促進を図ります。

- ・区社協広報紙「社協あさみなみ」の発行 年1～2回、全戸配布
- ・「区ボランティアセンター通信」の発行 年1～2回、全戸配布
- ・「ボランティアバスケット」の発行・配信 隨時

(2) 社会福祉大会の開催

永年にわたる地域福祉功労者への表彰を行うとともに、学(地)区社協の地域福祉活動推進のため記念講演を開催します。

- ・「安佐南区社会福祉大会」の開催

5. 児童福祉事業

(1) 子の育ちに関する支援事業の推進（地域の居場所事業）

- ① 乳幼児を子育て中のお母さんたちの仲間づくりの場となる「地域の育儿サークル活動」の支援を行います。
 - ・「育儿サークル」活動の支援
 - ・子育て・サークル応援グループ「MaMaぽっけ」活動の支援

・子育て支援講座の開催

学（地）区社会福祉協議会、公民館、大学、施設（社会福祉法人等）と連携し、より参加しやすい小地域で開催を支援します。

② 地域で行われている子ども食堂の取り組みの支援を行います。

(2) ちびっこ広場事業の推進

民間の遊休地を利用した「ちびっこ広場」の保全を図ります。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・「ちびっこ広場」運営委員会連絡会の開催 | 年1回 |
| ・遊具等の安全点検の実施 | 年2回（1回は業者実施） |
| ・運営委員会への助成金の交付 | 1運営委員会 5,000円 |

6. 高齢者福祉事業

(1) 在宅介護者グループの活動支援（地域の居場所事業）

要介護高齢者の介護者が集まり、介護についての情報交換や悩みなどを共有し、レクリエーション等を行う当事者グループ「ひまわり会」の開催を支援します。

- ・在宅介護者の集い「ひまわり会」の開催支援

(2) 車いすの貸出し

原則、介護保険制度対象外の区民に短期間（2か月単位・最大6か月）の貸出しを行います。

(3) 福祉活動機材等の貸出し（再掲）

原則、広島市内で地域福祉に貢献し営利を求める活動などを行う団体に短期間（14日以内）の貸出しを行います。

(4) 関係機関、団体とのネットワークの推進

地域福祉の推進のため、行政及び福祉施設、福祉団体等との連携強化を図り、福祉のネットワークづくりの推進に努めます。

- ・安佐南区高齢者虐待防止ネットワーク委員会への参加
- ・安佐南区はいかい高齢者等SOSネットワークへの参加
- ・安佐南区ケアプラン作成機関連絡会への参加
- ・安佐南区地域包括支援センター連絡会への参加
- ・安佐南区内社会福祉法人等との連絡調整会議の開催

7. 障害児者福祉事業

(1) 広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業

広島市から広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業を受託し、障がい児者の社会参加の支援をしつつ、適正なサービス利用の実現に

努めます。

- ・視覚、車いす、知的、精神障がい児者へのガイドヘルパーの派遣
- ・ガイドヘルパー研修会への参加

(2) 福祉車両「うさぎ号」による外出支援等

日常的に車いすを利用している障がい者や高齢者の社会参加による生活圏の拡大とバリアフリーのやさしいまちづくりの推進を図るため、福祉車両の貸出しを行うとともに、必要に応じてボランティア調整を行います。

(3) 障がい児者の行き場づくり・仲間づくりへの協力

障がい児者の行き場づくりや交流の場づくり、仲間づくりを行う団体への活動の協力を行います。

また、障がい児者グループへの支援のあり方について、関係団体等と検討します。

- ・「音楽交流会」の開催支援
- ・「キラキラ広場」の開催支援
- ・「中途障がい者の会 まあいい会」への協力

(4) 関係機関、団体とのネットワークの推進

- ・広島市自立支援協議会への参加

8. ひとり親福祉事業

区民児協と共に、ひとり親世帯の交流会「ふれあいサンデー」の開催を支援します。また、区母子会の活動推進に協力します。

9. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター運営事業

区ボランティアセンターを拠点として、ボランティア活動に関する相談受付・調整、情報発信を行うとともに、「ボランティアまつり」や「各種ボランティア養成講座」を開催します。

また、区民がボランティア活動の楽しさ・やりがいを感じ、誰もが自分でできることに気づき、その力が發揮できる場を広げていくことができるよう支援を行います。

現在活動中のボランティアグループ、地域、団体に対して支援を行います。災害ボランティアセンターの経験を引き継ぐ取り組みを地域団体、ボランティアグループ、行政機関等と連携して行います。

① 区ボランティアセンターの運営

区民のボランティア活動への関心を高め、参加を促進するために、コーディネーターが相談受付や情報提供を行うとともに、現在活動中のボランティアグループが安心して活動ができるように、ボランティアセン

ターの機材整備やボランティア活動保険等の受付を行います。

- ・ボランティアコーディネーターの設置
- ・ボランティア相談の受付・調整
- ・ボランティア活動保険等の受付
- ・区ボランティアセンターの機材整備
- ・区ボランティアセンターの福祉図書、冊子の整備
- ・区ボランティアセンター運営委員会の開催（再掲）

② ボランティア養成講座の開催

ボランティア活動への参加のきっかけづくりや、地域のニーズに基づいたボランティア養成、地域で活動できる人を発掘するための講座を開催します。

- ・各種ボランティア講座の開催
- ・地域福祉活動者発掘講座の開催（再掲）

③ ボランティアまつりの開催

区ボランティアセンターの周知やボランティアグループや学（地）区社協の活動紹介、福祉体験やふれあいを通じて相互理解を促進し、新たな担い手を発掘することを目的に「ボランティアまつり」を開催します。

- ・「第10回安佐南区ボランティアまつり」の開催

④ 広報、啓発活動の推進

ボランティアまつり、ボランティア養成講座等の案内や、市・区のボランティア活動の紹介等の情報提供を行い、ボランティア活動の啓発と、参加促進を図ります。

- ・「ボランティアセンター通信」の発行（再掲）
- ・ボランティア情報紙「ボランティアバスケット」の発行・配信（再掲）

⑤ 地区ボランティアバンク・住民主体型生活支援サービス実施団体との連携

区ボランティアセンターと学（地）区ボランティアバンク・住民主体型生活支援サービス実施団体との連携を密にし、ボランティアによる支援活動の推進を図ります。

⑥ ボランティア連絡会への支援

区ボランティアセンター登録グループで自主的に組織している「ボランティア連絡会」への支援を行います。

- ・役員会、定例会開催支援
- ・研修会、交流会の開催支援

⑦ 研修会への参加

- ・全国福祉教育推進員研修への参加
- ・社協ボランティア・市民活動センター職員研修セミナーへの参加

- ・全国ボランティアコーディネーター研究集会への参加
- ・災害ボランティアセンター運営支援者研修会への参加

- ⑧ 災害ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備
- ・区内の防災イベントへの参加・協力
 - ・減災や日ごろのつながりを知るための研修会の開催
 - ・災害ボランティアセンターシミュレーションの開催

(2) 福祉教育推進事業の推進

学校、地域、企業等における福祉体験学習としての「やさしさ発見プログラム事業」の推進を図り、ボランティア活動実践者や当事者等を講師として派遣するとともに、車いす等の機材の貸出し等支援を行います。

地域、学校、施設（社会福祉法人等）と連携し、将来を担う子供たち・生徒への体験の場づくりを推進します。

また、地域の取り組み等の紹介を通じて、自分たちの住むまちに対する愛情を育み、「よりよいまち」にしていくためのきっかけづくりを推進します。

- ・総合的な学習の時間等のカリキュラムづくり支援や講師の紹介
- ・福祉体験機材の貸出し・調整

(3) ヤングボランティア育成の推進

高校生・大学生等の青少年を対象に、ボランティア活動の体験の場として、施設等と連携し「ボランティアフィールド in あさみなみ」を開催します。

- ・「ボランティアフィールド in あさみなみ」の開催

10. 相談支援事業

(1) 相談所の運営

専門の相談所を開設し、関係機関との連携強化をすることにより、区民の困りごと、心配ごとの相談やその対応に努めます。

相談事業名	開設日時	場所	相談員
弁護士相談	毎月第3水曜日 13時～15時 *8月は休み	安佐南区総合福祉センター	弁護士
子育てサークル相談	毎月第4火曜日 10時～14時	安佐南区総合福祉センター	子育て・サークル応援グループ

(2) 在宅訪問相談援助事業の推進

弁護士や司法書士等、専門家が訪問し相談に応じます。

(3) 自立支援総合相談援助事業の推進

トータルコーディネーター（総合相談員）による「自立支援総合相談援助事業」を実施し、「日常的相談」の対応から「福祉サービス利用援助事業」による支援までを一貫して迅速にできるよう、体制整備を図ります。

- ・トータルコーディネーター（総合相談員）の設置

(4) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」への協力

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が低下している人を対象に、生活支援員等が金銭管理や福祉サービスの利用援助等の日常生活支援を行います。

- ・生活支援員連絡会議開催への協力
- ・生活支援員研修会への参加
- ・北部サブセンターへの協力
- ・生活支援員等の養成研修への協力

(5) 緊急一時食品提供事業への協力

市社協が実施する「緊急一時食品提供事業」へ協力し、生活困窮者への自立支援を行います。

(6) 安佐南区くらしサポートセンターへの協力

生活困窮者自立支援を行う「安佐南区くらしサポートセンター」へ協力し、生活困窮者への自立支援を行います。

1 1. 各種資金貸付事業

低所得者・高齢者・身体障がい者世帯等に対し、民生委員の協力を得て資金の貸付を行い、経済的自立及び生活の自立支援を図り、孤立化の防止に努めます。

(1) 生活福祉資金の貸付

- ・生活福祉資金の貸付
(総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金)
- ・生活福祉資金調査委員会の開催（再掲）

(2) 生活一時・ひとり親家庭等緊急資金の貸付

- ・生活一時資金の貸付
- ・ひとり親家庭等緊急援護資金の貸付

1 2.. 福祉施設の管理・運営

指定管理施設の安佐南区地域福祉センターと佐東老人いこいの家が、地域の福祉活動の拠点として有効に利用されるよう、管理・運営に努めます。

- ・安佐南区地域福祉センターの管理・運営
- ・佐東老人いこいの家の管理・運営

13. その他の事業

- ・表彰
- ・賛助会費の授受
- ・寄付金及び、寄付物品の授受
- ・実習生の受入れ